

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年7月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第30号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第4条の表放射線取扱手当の款医療衛生推進室医療衛生センター又は保健センターに勤務する職員の項中「医療衛生推進室医療衛生センター」を「医療衛生推進室医療衛生企画課」に改める。

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)